

文書番号	QA8.2.1-3-1	版数	第3版
制定日	2020.4.15	管理番号	1
改訂日	2020.7.1	頁番号	1 / 16

---

# 新型コロナウイルス感染症対策マニュアル

JISQ9001:2015 (ISO9001:2015)

---

文書番号	QA8.2.1-3-1	版数	第3版	頁番号	2 / 16
------	-------------	----	-----	-----	--------

## 改訂履歴

版数	制定・改訂 年 月 日	改訂内容	起案 (部門)	審査 (ISO管理事務局)	承認 (ISO管理責任者)
初版	2020.4.15	初版制定	本部事務局	池田 諭	佐藤 美恵
2版	2020.5.12	① P 4 (3) 注意症状 ② P 7・5項 (1) 出勤停止・センター相談定義 (2) 面会及び訪問制限・ショート ステイ利用制限・医師報告定義 ③ P 12 (1) 通所介護利用制限定義 追記(厚生労働省改訂通知準拠対応)	本部事務局	池田 諭	佐藤 美恵
3版	2020.7.1	① P 3・2項 (1) 適用範囲 ② P 10 (2) 利用者ケア対応フロー ③ P 16 面会者等健康チェック質問表 追記(面会・業者訪問禁止解除対応)	本部事務局	池田 諭	佐藤 美恵

## 1. 目的

新型コロナウイルスの全国的な感染拡大を受け、利用者様や地域社会のため、またご自身やその大切な方々のために、職員一人ひとりができることをしっかりと行い、予防対策等を徹底して、新型コロナウイルスのまん延防止を図ることを目的とします。

## 2. 適用範囲・責任者

### (1) 適用範囲

このマニュアルは当会全事業所に適用します。  
 適用範囲は下表によることとし、適用の開始・変更・終了については、当会配置医師の判断により各事業所責任者へ都度通知します。  
 なお、通知に伴うご家族等関係者への連絡については各事業所毎に実施して下さい。

No.	区分	適用範囲
1	国発令・県下緊急事態宣言	<b>本マニュアル 4・5項 全て実施</b>
2	県発令・警戒度レベル2～4	
3	県発令・警戒度レベル1	<b>本マニュアル 4・5項 のうち以下変更対応</b> * 他は全て上記No.1・2同様に実施  <b>①面会禁止 ⇨ 解除</b> 以下の処置による面会制限に移行 1) 3密に該当しない場所での面会 * 1Fサロン又は居室 2) 予約制等による密集の回避 * サロン使用時 3) 面会場所換気の実施 4) 入館前体温計測及び健康チェック（本書最終頁参照）の実施 * 発熱等の風邪症状が見られる場合又は健康チェックに1項目以上該当した場合は入館不可 5) 職員面前手指消毒の実施 6) 面会者・利用者双方のマスク着用 7) 面会者と利用者の身体接触自粛要請 * 身体的距離1m間隔を推奨 8) 面会人数・頻度・時間制限の実施 * 原則 1回につき1名・週1回・午前9時～午後18時の間で15分以内  <b>②業者訪問禁止 ⇨ 解除</b> 以下の処置による訪問制限に移行 上記 4) 5) 及びマスク着用

文書番号	QA8.2.1-3-1	版数	第3版	頁番号	4 / 16
------	-------------	----	-----	-----	--------

## (2) 責任者

新型コロナウイルス感染症対策の責任者は、**各事業所の施設長（管理者）**とします。

各事業所毎にサービス類型・建物構造等が異なることから責任者を個別に配置する形となりますので、このマニュアルに定める事項を基本とし詳細設定が必要な事項については、各責任者の任意判断により定め、適正な管理を行って下さい。

## 3. コロナウイルスの基礎知識

適切な対応を行うためには正しい知識が必要です。報道等では様々な情報が流布されていますが、以下が現時点（令和2年5月8日付・以下同）における厚生労働省発出の正式見解となりますので理解に努めましょう。

### (1) 感染の仕方

一般的には飛沫感染・接触感染により感染します。ただし、閉鎖した空間かつ近距離で多くの人と会話するなどの環境では、咳やくしゃみなどの飛沫症状や接触がなくても感染するリスクがあるとされています。

また、集団感染（クラスター）が生じた場の共通点を踏まえると

- 密閉空間（換気の悪い密閉空間である）
- 密集場所（多くの人々が密集している）
- 密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話が行われる）

という3つの条件が同時に重なる場では、感染のリスクが高いと考えられています。

- 飛沫感染：感染者の飛沫（くしゃみ・咳・唾等）と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻から吸い込んで感染。
- 接触感染：感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつきます。他の方がそれを触れるとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ると粘膜から感染。

\* 環境中における新型コロナウイルスの残存期間は現時点で不明

### (2) 潜伏期間

世界保健機構（WHO）によると、現時点における**潜伏期間は1～14日**（一般的には5日程度）とされています。

### (3) 一般的な症状と重症化するリスク

発熱やのどの痛み、咳が長引き（1週間前後）、強いだるさ（倦怠感）を訴える方が多いことが特徴です。

感染しても軽症で治癒する例も多いですが、季節性インフルエンザと比べ重症化するリスクが高いと考えられています。

重症化すると肺炎になり、死亡例も確認されているので注意しましょう。特に高齢の方や基礎疾患のある方は重症化しやすいとされています。

- 注意症状：息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさ（倦怠感）・高熱等の強い症状のいずれかがある場合  
（解熱剤を飲み続けなければならない場合を含む）
  - 重症化しやすい方（高齢者・基礎疾患あり）で発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
  - 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合（概4日程度）
- 基礎疾患：糖尿病・心不全・呼吸器疾患（COPD等）・透析患者・免疫抑制剤や抗がん剤を用いている方

### (4) 治癒

発熱や咳等の呼吸器症状が消失し、鼻腔や気管などからウイルスが検出されなくなった状況をもって治癒したと判断されます。

また、新型コロナウイルスそのものに効く抗ウイルス薬は、現時点では確立されておらず、ウイルスが上気道や肺で増えることで生じる発熱や咳などの症状を緩和する目的の治療（対処療法）として、解熱剤や鎮咳薬の投与や点滴などが実施されています。

この対処療法により、全身状態をサポートすることで、その間にウイルスに対する抗体が作られるようになり、ウイルスが排除されて治癒に至ります。

### (5) 消毒

新型コロナウイルスは、**アルコール消毒（希釈率70%以上）**・**次亜塩素酸ナトリウム（希釈率0.05%以上）**・**次亜塩素酸水（希釈率0.025%以上）**・**熱（80℃以上で10分間）**などで感染力を失います。

## 4. 基本的な予防対応

利用者様の生命を預かる専門職としての自覚を持ち、職場内だけでなく、日常生活においても以下の予防対策を徹底しましょう。

### (1) 手洗い

接触感染を防止するために、サービス提供時や外出先からの帰着時等において正しい手洗いを励行して下さい。

**正しい手の洗い方**

手洗いの前に  
 ・爪は短く切っておきましょう  
 ・時計や指輪を外しておきましょう

- 流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。
- 手の甲をのぼすようにこすります。
- 指先・爪の間を念入りにこすります。
- 指の間を洗います。
- 親指と手のひらをねじり洗います。
- 手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。



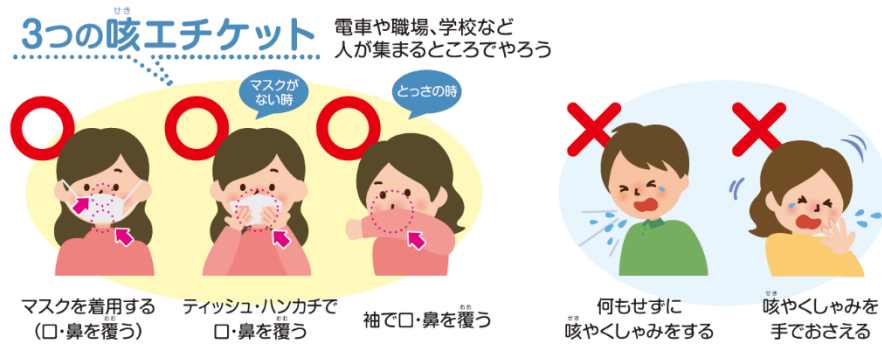
手洗いを丁寧にすることで、十分にウイルスを除去できます。さらにアルコール消毒液を使用する必要はありません。

手洗い		残存ウイルス
手洗いなし		約100万個
石けんやハンドソープで10秒もみ洗い後流水で15秒すすぐ	1回	約0.001% (数十個)
	2回繰り返す	約0.0001% (数個)

(森功次他：感染症学雑誌、80:496-500,2006 から作成)

## (2) 咳エチケット

飛沫感染を防止するために、咳エチケットを徹底しましょう。



### 正しいマスクの着用



マスクの表面は、汚れていると考え、触らないようにしましょう。また触ってしまった場合には手洗いをしましょう。感染している人からの飛沫を防ぐ効果は期待できないので、過信しないようにしてください。マスクは、症状等ある方が飛沫によって他人に感染させないために有効です。一方で、他人からの飛沫を防ぐ予防効果は相当混み合っていない限り、あまり認められていません。

## (3) 3密を避ける

集団感染を防止するために、不要不急の外出と3密（密閉・密集・密接）の場所を避けましょう。



新型コロナウイルスへの対策として、クラスター(集団)の発生を防止することが重要です。日頃の生活の中で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。



\*現時点で国内で感染が明らかになった方のうちの8割は、他の人に感染させていません。

一方で、スポーツジム・閉鎖空間での食事会・換気が悪く人が密集する商業施設などにおける集団感染が数多く発生しています。

このため「**換気が悪く 人が密集して過ごすような空間に 集団で集まる**」ことを避けられるよう行動パターンを見直しましょう。

やむを得ない場合には、マスクを着用するとともに、換気を心掛け、大声で話さない、相手と手が触れ合う距離での会話は避けるなどの対応を心掛けて下さい。

## 5. 各事業所での予防・発生時対応

当会が提供する各種サービスは、利用者様やそのご家族等の生活を継続するうえで欠かせないものであるため、十分な感染防止対策を前提として、サービスを継続して提供しなければなりませんので、以下の予防対策等を各事業所毎に実施し適正な予防及び発生時対応を実施して下さい。

### (1) 職員対応フロー（全事業所共通）

#### 基本的な対応

□ **3密（①換気の悪い密閉空間 ②多数が集まる密集場所 ③間近で会話や発声をする密接場所）を避ける。**

■ 各種会議・委員会・研修会の対応

各事業所施設長（管理者）の判断により「書類持ち回り開催・換気や広い席間隔を確保したうえでの開催・DVD受講による研修実施」などの3密を避ける処置を行ったうえで実施して下さい。

■ 社食・休憩場所の対応

各事業所施設長（管理者）の判断により、職員喫食・休憩場所において「換気や広い席間隔等の確保・喫食／休憩時間の変更による密集の回避」などの3密を避ける処置を行って下さい。

□ **手洗い・消毒・咳エチケットを徹底する。**



□出勤前に体温を計測し、発熱等の風邪症状がある場合には施設長（管理者）へ報告し休む。

- 発熱後は、平熱まで下がる（呼吸器症状がある場合はその改善も含む）まで出勤を停止する。
- 出勤停止期間中は、電話にて毎日1回の頻度で、施設長（管理者）へ症状の経過報告を行う。
- 本人に自覚症状はないが、家族等の濃厚接触者に感染の疑いがある場合には施設長（管理者）へ状況を報告し判断を仰ぐ。

### 感染かも？と思ったら

- ①出勤停止中の職員で、**発熱や咳等比較的軽い風邪の症状が続く場合（概4日程度）又は息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさ（倦怠感）・高熱（概38度以上）等の強い症状のいずれかがある場合**には「帰国者・接触者相談センター」へ本人が連絡しセンターの指示に従う。

\* 帰国者・接触者相談センター（無休）

TEL：027-220-1151 / 受付時間：8時30分～21時

- ②センターの指示内容を施設長（管理者）へ伝える。
- ③施設長（管理者）は、事業所内で情報を共有し、本部事務局へ報告する。  
本部事務局は他事業所の施設長（管理者）へ当該情報を報告し法人全体で情報を共有する。  
\* 在宅サービスの場合は、各利用者の主治医と担当の居宅介護支援事業所にも報告する。
- ④本部事務局は、PCR検査受検が確定した段階で前橋市介護高齢課へ報告する。
- ⑤施設長（管理者）は、センターへ連絡し指示を仰ぎ当該職員と濃厚接触の可能性のある人を特定しておく。

### 濃厚接触者となった

- ①保健所から濃厚接触者として特定された場合は、施設長（管理者）へ報告し休む。

\* 原則14日間

- ②本部事務局は、PCR検査受検が確定した段階で前橋市介護高齢課へ報告する。
- ③職場への復職時期は保健所の指示に従う。

### 保健所等の指示によるPCR検査

#### 陰性

- ①保健所・医療機関の指示に従い復職する。
- ②本部事務局は、前橋市介護高齢課・他事業所施設長（管理者）へ検査結果を報告する。

#### 陽性（感染していた）

- ①本部事務局は、前橋市介護高齢課・他事業所施設長（管理者）へ検査結果を報告する。
- ②施設長（管理者）は、保健所の指示に従い濃厚接触者の特定及び接触者リスト・面会記録簿等の情報提供と事後対応を行う。

### 入院（又は宿泊施設／自宅療養）

## (2) 利用者ケア対応フロー

[ 特別養護老人ホーム・介護付有料老人ホーム・軽費老人ホーム・ショートステイ ]

### 基本的な対応

□ 3密（①換気の悪い密閉空間 ②多数が集まる密集場所 ③間近で会話や発声をする密接場所）を避ける。

■ 行事・レクリエーションの対応

各施設長の判断により、極力3密を避けられる内容で実施して下さい。

■ 換気対応

各施設長の判断により、食事場所等の共有スペースの換気（日中1～2時間毎に5～10分間・複数の窓がある場合は空気の流れることができるよう2方向の窓を開放・平常時は天候等に応じ柔軟に対応）を行って下さい。

□ 職員・利用者様ともに手洗い・消毒・咳エチケットを徹底する。

■ 1ケア1手洗いの徹底

職員は、各ケアの開始時と終了時の手洗い又は手指消毒を徹底して下さい。

また、その処置を行う前に自分の顔を触らないようにしましょう。

■ 送迎時（含ショートステイ）には車輛の窓を開けるなどの換気を実施し、接触頻度の高い手摺などは都度消毒して下さい。

□ 面会の禁止

■ ご家族等の面会は原則禁止とします。ただし、看取り介護の実施他緊急やむを得ない場合は、各施設長の判断により面会を認めます。その場合は以下を徹底して下さい。

1) 3密に該当しない場所での面会（1Fサロン又は居室）

2) 予約制等による密集の回避（サロン使用時）

3) 面会場所換気の実施

4) 入館前体温計測及び健康チェック（本書最終頁参照）の実施

（発熱等の風邪症状が見られる場合又は健康チェックに1項目以上該当した場合は入館不可）

5) 職員面前手指消毒の実施

6) 面会者・利用者双方のマスク着用

7) 面会者と利用者の身体接触自粛要請（身体的距離1m間隔を推奨）

8) 面会人数・頻度・時間制限の実施（原則1回につき1名・週1回・午前9時～午後18時の間で15分以内）

- 感染発生時に保健所が行う疫学調査時に必要となるため、面会記録簿の作成を必ず行って下さい。
- 各施設長の判断により、面会禁止中の利用者様とご家族様を繋ぐ施策（インターネットを利用した面会・近況を記したお便りの交付等）を実施して下さい。

#### □業者訪問の禁止

- 業者からの物品の受け渡し等は、各施設長の判断により玄関先など施設の限られた場所で行って下さい。  
なお、入館が必要な場合は、前項 面会の禁止・4) 5) 及びマスク着用を徹底して下さい。
- 訪問マッサージや出張理美容等の業者訪問は、原則禁止とします。  
ただし、医学的見地又は実生活上やむを得ない場合は、各施設長の判断により訪問を認めます。  
なお、その場合は、前項 面会の禁止・4) 5) 及びマスク着用を徹底して下さい。
- 感染発生時に保健所が行う疫学調査時に必要となるため、面会記録簿の作成を必ず行って下さい。

#### □清掃消毒の徹底

- コロナウイルスにかかる清掃等の衛生対策は、インフルエンザやノロウイルスと同様なので、各施設長の判断により当該マニュアルを準用してご対応下さい。  
なお、消毒には、現段階でコロナウイルスに対する有効性が確認されていること及び調達の都合上、次亜塩素酸水（シアックワン）・次亜塩素酸ナトリウム（ピューラックス／希釈率 0.05%）を使用して下さい。

#### □ショートステイの対応

- 利用開始前の事前調査を徹底し、発熱等の風邪症状が見られる場合には利用を控えていただけるよう自粛要請を行って下さい。

#### □体温計測の徹底

- 利用者様の体温計測を毎日実施し、**発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合**には配置医師又は協力医療機関担当医師へ報告し PCR 検査受検可否を伺って下さい。  
併せてご家族にも連絡し、以降手順の進捗報告を遅滞なく行って下さい。

## PCR 検査完了までの対応

- ①感染が疑われる利用者様については「感染症対策規程：QA8.2.1-3」に定めるノロウイルス発生時の対応を準用し対応する。
  - \* 消毒の記載箇所はピューラックス（希釈率 0.05% 以上）又はシアックワンに読み替える。
  - \* 居室換気の記載箇所は日中 1～2 時間毎に 5～10 分間に読み替える。
  - \* 飛沫感染のリスクがある場合にはフェイスガードを着用。
  - \* 陽性であった場合に保健所が行う疫学調査時に必要となるため症状発症から検査結果通知までの接触者リスト（任意様式・WINCARE 施設は介護記録で可）を作成。
- ②施設長は、事業所内で情報を共有し、本部事務局へ報告する。  
本部事務局は、他事業所の施設長（管理者）へ当該情報を報告し法人全体で情報を共有する。
- ③本部事務局は、PCR 検査受検が確定した段階で前橋市介護高齢課へ報告する。

## PCR 検査手順

- ①配置医師又は協力医療機関担当医師へ経過を報告し受検可否を伺う。
- ②医師の判断により受検が必要と認められる。
- ③医師が前橋保健所へ連絡する。
  - \* TEL：027-220-5779  
（平日 8 時 30 分～17 時 15 分）
  - \* 上記以外の日時は前橋市役所経由で保健所転送対応。  
TEL：027-224-1111  
（365 日・24 時間対応）
  - \* 以下の当事利用者基本情報を報告し検査を申請。  

氏名・生年月日・入居施設名／住所  
 ・連絡先・受診状況・容体・緊急性の有無等
- ④前橋保健所が施設へ連絡し受検日程調整。
- ⑤前橋保健所が PCR 検査委託医療機関（非公表）と受検日程調整後、施設へ確定した受検日時・医療機関名を連絡。
- ⑥PCR 検査受検（無料）
  - \* 受検時は施設来訪検査・救急搬送・自送等複数の選択肢があるため検査委託先医療機関と要協議。
  - \* 受検結果を医師・本部事務局へ報告。

## PCR 検査完了

### 陰性

- ①保健所・医療機関の指示に従い疑義対応を解除。
- ②本部事務局は、前橋市介護高齢課・他事業所施設長（管理者）へ検査結果を報告する。

### 陽性（感染していた）

- ①本部事務局は、前橋市介護高齢課・他事業所施設長（管理者）へ検査結果を報告する。
- ②施設長は、保健所の指示に従い濃厚接触者の特定及び接触者リスト・面会記録簿等の情報提供と事後対応を行う。

## 入院

文書番号	QA8.2.1-3-1	版数	第3版	頁番号	13 / 16
------	-------------	----	-----	-----	---------

[ 通所介護事業所 ・ 訪問介護事業所 ・ 居宅介護支援事業所 ・ 学童保育所 ]

前項の入所施設における対応のうち該当箇所を踏襲し、各事業類型独自の対応については以下に即して実行して下さい。

## (1) 通所介護

- 毎利用日における、利用者様のお迎え送迎時の事前体温計測（自宅）を徹底して下さい。  
結果、発熱等の風邪症状が見られる場合は、利用の自粛を依頼するとともに訪問介護等の代替利用希望を確認し、担当介護支援専門員へ報告して下さい。
- 新型コロナウイルス感染拡大に伴う学校休校等の事由により、一時的に人員配置基準が満たせなくなる場合においては、当面の間、介護報酬の減額は行われませんので柔軟にご対応下さい。
- 感染拡大防止への協力活動の一環として、発熱があるなど感染が疑われる利用者様を把握した場合には、速やかにご家族様及び担当介護支援専門員へ連絡して下さい。
- 以下の介護保険法令特例措置が発令されていますので、状況に応じ適用を検討して下さい。
  - \* 所轄庁より休業要請を受ける又は感染拡大防止の観点から自主的に休業した場合にて利用者の居宅を訪問し個別サービス計画の内容を踏まえできる限りのサービスを提供した場合には、提供したサービス区分に対応した報酬区分を算定する。  
ただし、サービス提供時間が短時間（2時間未満）の場合は、最短時間の報酬区分である2時間以上3時間未満で算定する。  
また、当該利用者に通常提供しているサービスに対応し、1日に複数回の訪問を行いサービスを提供する場合には、それぞれのサービス提供時間に応じた報酬区分を算定できるものとするが、1日に算定できる報酬は、居宅サービス計画書に位置付けられた提供時間に相当する報酬を上限とし、その場合は、居宅サービス計画書に位置付けられた提供時間に対応した報酬区分で算定する。  
また、この場合において居宅サービス計画書に基づいて通常提供しているサービスが提供されていた場合に算定できていた加算については、引き続き加算を行う。  
なお、休業を行わず、感染拡大防止の観点から利用者の希望に応じて通所サービスの事業所におけるサービス提供と当該通所サービス事業所の職員による利用者居宅への訪問によるサービス提供の両方を行うことも可能である。  
この場合に、事業所におけるサービス提供において人員基準が満たされなくなる場合は減算を適用しない。（原文）



文書番号	QA8.2.1-3-1	版数	第3版	頁番号	14 / 16
------	-------------	----	-----	-----	---------

## (2) 訪問介護

□訪問介護については、発熱者等に対しても原則としてサービス提供を継続しなければなりませんので、以下の厚生労働省通知文を参照のうえ、感染防止対策を徹底してご対応下さい。

\* サービスを提供する際は、その提供に先立ち、利用者本人・家族又は職員が本人の体温を計測し（可能な限り事前に計測を依頼する）発熱が認められる場合には、受診を促すとともに、地域の保健所とよく相談したうえで、居宅介護支援事業所と連携しサービスの必要性を再度検討の上、感染防止策を徹底させてサービスの提供を継続すること。  
（原文）

□全職員に次亜塩素酸水（シアックワン）を携帯させ、手指消毒等を徹底して下さい。

□入浴介助サービスは、コロナ感染が疑われる場合には清拭に代えて差し支えありません。

□発熱者等感染が疑われる利用者とその他の通常利用者の担当職員を可能な限り分けて下さい。  
また、訪問時間を可能な限り短縮するとともに、訪問時間をその日の最終サービス提供に回すなどの措置を行って下さい。

□発熱者の対応については、マスク着用・デポジットゴム手袋の使用を徹底し、咳こみなど飛沫感染のリスクがある場合には、フェイスシールド・デポジットエプロンを着用して下さい。

□発熱者のオムツ介助については、排せつ物に直接触れない場合でもデポジットゴム手袋とデポジットエプロンを使用して下さい。

□以下の介護保険法令特例措置が発令されていますので、状況に応じ適用して下さい。

\* 新型コロナウイルスの感染が疑われる者へ訪問サービスを提供するにあたり、利用者・家族及び訪問介護員への感染リスクを下げるため、訪問時間を可能な限り短くする工夫を行った結果、生活援助のサービス提供が20分未満となった場合は、訪問介護計画において位置付けられた内容の指定訪問介護のうち高齢者の在宅生活を支援するために必要となる最低限のサービス提供を行った場合には生活援助中心型20分以上45分未満の報酬を算定して差し支えない。

また、20分以上45分未満の生活援助について、外出自粛要請等の影響により、例えば買物等において混雑により時間を要し、実際の生活援助時間が45分を大きく超えた場合には45分以上の単位数を算定する旨を利用者に説明し、請求前に同意が得られ（訪問介護事業者が直接取得することも介護支援専門員経由で取得することも可）かつ介護支援専門員が必要と認める場合には可能である。この場合、訪問介護計画及び居宅サービス計画は必要な変更を行うこと。（原文）

文書番号	QA8.2.1-3-1	版数	第3版	頁番号	15 / 16
------	-------------	----	-----	-----	---------

### (3) 居宅介護支援事業所

□以下の介護保険法令特例措置が発令されていますので、状況に応じ適用して下さい。

\* 居宅介護支援のサービス担当者会議については、感染拡大防止の観点から、やむを得ない理由（面会禁止・濃厚接触疑い・発熱等）がある場合については、利用者の自宅以外での開催や電話・メールなどを活用するなどにより柔軟に対応して差し支えない。  
また、利用者の状態に大きな変化が見られないなど居宅サービス計画の変更内容が軽微であると認められる場合にはサービス担当者会議の開催は不要である。（原文）

- 補足事項：①上記措置を実施した場合にはその旨経過記録等に記載すること。  
②介護予防支援も同様の取扱いが可能。

\* 居宅介護支援のモニタリングについて、発熱や面会禁止措置等により、やむを得ず一時的に基準による運用が困難となり月1回以上の訪問ができない場合は、訪問しないことによる居宅介護支援費の減額は行わない。ただし、電話やメール等の手段によりできる限りの代替処置を講ずるとともに、やむを得ない事由及び訪問しなかった事実を記録に留めておくこと。（原文）

\* 要介護認定の取扱いについて、面会禁止措置等の対応を行った場合には、要介護・要支援認定期間は従来の期間に新たに12ヶ月迄の範囲内で市町村が定める期間を合算できる。  
また、変更又は新規認定について、面会禁止となった施設等に入所されている者から申請があった場合には、申請は受理され、面会禁止等の措置が解けた後に調査を実施するなどの対応が行われる。この場合、申請から認定まで30日を超える場合には、処理に必要な期間が通知される。（原文）

### (4) 学童保育所

□事業所内にける感染拡大を防止する観点から、発熱症状がある児童については登所の自粛を依頼して下さい。

□急な発症等により、やむを得ず事業所内で発熱者が発生した場合には、お迎えがあるまで別室での隔離対応を行って下さい。

□登所児童には、咳エチケット・手洗いの徹底を行わせて下さい。  
また、手洗いにおいてはタオルの共用はせずペーパータオルを使用して下さい。

□以下の規制法令特例措置が発令されていますので、状況に応じ適用して下さい。

\* コロナウイルス感染拡大防止に伴う臨時休校期間中においては、やむを得ず基準人員配置（営業時間帯を通し1単位2名）下回っても通常の開所扱いとする。  
具体的には、平日開所・学休日とも開所後1時間・閉所前1時間程度であれば最低基準を下回る人員配置（2単位合計で2～3名）を認める。



文書番号	QA8.2.1-3-1	版数	第3版	頁番号	16 / 16
------	-------------	----	-----	-----	---------

[ 面会者等健康チェック質問表 ]

- ①担当 : 受付事務員・宿日直員（不在時は他職員が代行）
- ②対象者 : 面会者・来訪業者等（受付場所を超えて入館しない場合は不要）
- ③質問事項 : 対象者に対して以下の項目を口頭により質問し、本人及び同居者について1項目以上該当する場合は入館を断る。

発熱している。（体温計測と併せて確認）

過去2週間以内に発熱があった。

身体がだるい。

気持ち悪い・吐き気がある。

過去1週間以内に嘔吐した。

のどが痛い。

下痢をしている。

くしゃみ・鼻水がある。

目が赤い又は結膜炎がある。

1ヶ月以内に始まった咳が続いている。

1ヶ月以内に始まった匂いにくさが続いている。

1ヶ月以内に始まった味の感じにくさが続いている。

過去2週間以内に新型コロナウイルスの感染者・感染の疑いのある者・濃厚接触者との接触があった。

過去2週間以内に新型コロナウイルスの集団感染が確認されている地域や場所に居住・滞在・勤務していた。